

全建労発17号  
令和8年5月20日

各都道府県建設業協会 会長 殿

一般社団法人 全国建設業協会  
会長 今井 雅 則  
(公印省略)

令和8年賃金引上げ等の実態に関する調査の実施に係る協力依頼について

時下益々ご清祥のこととお慶び申し上げます。

さて、このたび、厚生労働省政策統括官より別添のとおり、令和8年賃金引上げ等の実態に関する調査の実施についての協力依頼がありました。

この調査は、民間企業における賃金・賞与の改定額、改定率、賃金・賞与の改定方法、改定に至るまでの経緯等を把握することを目的として無作為に選定した民間企業を対象に実施されるもので、中央最低賃金審議会の審議や労働経済白書をはじめとする賃金分析等に広く活用されている重要な調査となっております。

つきましては、本調査の趣旨をご理解いただき、貴協会会員企業の皆様が調査対象となりました際には、調査へのご協力が得られますよう特段のご配慮をお願い申し上げます。

また、別添「「賃金引上げ等の実態に関する調査」にご協力ください」の広報文の広報誌等への掲載につきましても、ご協力いただければ幸いです。

以上

担当：労働部 又木

政統発 0507 第 1 号

令和 8 年 5 月 7 日

一般社団法人 全国建設業協会  
会長 今井 雅則 殿

厚生労働省政策統括官  
(統計・情報システム管理、労使関係担当)



令和 8 年賃金引上げ等の実態に関する調査  
の実施に係る協力依頼について

厚生労働省において実施しております「賃金引上げ等の実態に関する調査」につきましては、特段の御配慮、御協力を賜り、厚く御礼申し上げます。

この調査は、民間企業（労働組合のない企業を含む。）における賃金・賞与の改定額、改定率、賃金・賞与の改定方法、改定に至るまでの経緯等を把握することを目的として、産業別及び企業規模別に無作為に選定した民間企業を調査の対象として昭和 44 年以降、毎年実施しております。

調査の結果は最低賃金決定のための中央最低賃金審議会（目安に関する小委員会）の審議で使用するほか、労働経済白書をはじめとする賃金分析等において広く活用されており、非常に重要な役割を担っております。

本年も 7 月より別添 1「調査の内容」及び別添 2「調査票」のとおり調査を実施いたしますので、調査の趣旨を御理解いただきますとともに、貴団体傘下の企業から御協力を得られますよう、特段の御配慮をお願い申し上げます。

特に近年では、回答いただける企業数が減少傾向にあり、調査精度を維持するためにも本調査にぜひとも御理解・御協力いただきたく併せてお願い申し上げます。

また、広報用の原稿を御用意いたしましたので、貴団体の広報誌等に掲載いただくなど、周知に御協力くださいますよう併せてお願い申し上げます。

(照会先)

厚生労働省政策統括官付参事官付  
賃金福祉統計室賃金第二係  
電話：03-5253-1111 内線 7653  
chinage@mhlw.go.jp



## 調査の内容

## (1) 調査の目的

この調査は、民間企業（労働組合のない企業を含む。）における賃金・賞与の改定額、改定率、賃金・賞与の改定方法、改定に至るまでの経緯等を把握することを目的としている。

なお、調査は昭和44年以降毎年実施しており、今回が第57回目に当たる。

## (2) 調査の範囲

調査の範囲は次のとおりである。

## ア 地域

全国

## イ 産業

日本標準産業分類（平成25年10月改定）による次の15大産業

「鉱業、採石業、砂利採取業」、「建設業」、「製造業」、「電気・ガス・熱供給・水道業」、「情報通信業」、「運輸業、郵便業」、「卸売業、小売業」、「金融業、保険業」、「不動産業、物品賃貸業」、「学術研究、専門・技術サービス業」、「宿泊業、飲食サービス業」、「生活関連サービス業、娯楽業」、「教育、学習支援業」、「医療、福祉」、「サービス業（他に分類されないもの）」

※生活関連サービス業、娯楽業は、その他の生活関連サービス業の家事サービス業を除く。

※サービス業（他に分類されないもの）は、外国公務を除く。

## ウ 調査対象

主たる事業が上記イに掲げる産業に属する常用労働者100人以上を雇用する会社組織の民間企業のうちから、産業、企業規模別に層化して無作為に抽出した企業

## (3) 調査事項

## ア 企業の属性

## イ 賃金の改定に関する事項

## ウ 賃金の改定事情に関する事項

## エ 賞与支給に関する事項

## オ 労働組合との交渉経過

## (4) 調査の対象期間

令和8年1月から12月までの1年間

## (5) 調査の実施時期及び方法

令和8年7月より郵送調査により実施（回収のみオンライン調査併用）

## (6) 調査機関

厚生労働省一調査対象企業

## (7) 集計方法

厚生労働省政策統括官付参事官付賃金福祉統計室において集計を行う。





政府統計

統計法に基づく  
国の統計調査で  
す。調査票情報  
の秘密の保護に  
万全を期します。

統計法に基づく一般統計調査

秘

厚生労働省

この調査票は、統計上の目的以外に使用することはありませんので、ありのままを記入してください。  
また、オンライン調査票による回答も可能ですので、詳しくは「記入の手引き」をご覧ください。

# 令和8(2026)年賃金引上げ等の実態に関する調査 調査票

(所在地) (企業名)

整理  
番号

◆ 左記所在地、会社名に誤りがある場合は、赤字で訂正をお願いします。

### 【記入上の注意】

- この調査は、企業を単位として依頼しておりますので、**本社(本店)のほか、支店、工場、出張所などの事業所があれば、それらも含めて回答してください。**  
なお、**本社(本店)以外の事業所にこの調査票が到着した場合は、お手数ですが本社(本店)の担当部署への回送をお願いします。**
- 記入に当たっては、「記入の手引き」をご覧ください。
- 記入担当者欄には、調査票の記入内容について、照会させていただく場合がありますので、記入担当者の所属部課名及び氏名等の記入をお願いします。
- 各質問中に「1~33」がある箇所は「記入の手引き」の「IV 調査項目について」に説明があります。

不明な点については、下記にご連絡ください。

(連絡先)

厚生労働省賃金引上げ等の実態に関する調査事務局(〇〇〇株式会社)

電話: 〇〇〇-〇〇〇-〇〇〇 [受付時間〇〇~〇〇(土日・祝日除く)]

記入担当者	所属部課名	氏名
	電話 ( ) - (内線 ) E-mail	

法人番号

0000

※ 法人番号欄には国税庁から指定された13桁の法人番号を記入してください。

[すべての企業がお答えください。]

問1 企業全体の常用労働者<sup>1)</sup>数(令和8(2026)年8月1日現在)、事業内容又は主たる製品名及び労働組合の有無についてお答えください。

企業全体の常用労働者数 (雇用期間を定めず雇用されている労働者数)	(令和8(2026)年8月1日現在)  人	0101
事業内容又は主たる製品名		

労働組合の有無	あり	1
	なし	2

0102

質問中に1)、2)などの番号がふつてある箇所は、「記入の手引き」に説明があります。

[すべての企業がお答えください。]

問2 令和8(2026)年8月1日現在における貴社の企業活動についてお答えください。

業況 <sup>2)</sup>	良い	1	さほど良くない	2	悪い	3	0201
販売数量 <sup>3)</sup>	増加	1	横ばい	2	減少	3	0202
販売価格 <sup>4)</sup>	上昇	1	横ばい	2	下落	3	0203
原材料費・経費 <sup>5)</sup>	増加	1	横ばい	2	減少	3	0204

問3 令和8(2026)年1～12月の間の常用労働者の賃金の改定についてお答えください。

賃金の改定には、定期昇給<sup>6)</sup>、ペースアップ(ペア)<sup>7)</sup>、諸手当<sup>8)</sup>の改定などによる賃金の引き上げの他に、ペースダウン<sup>9)</sup>や賃金カット<sup>10)</sup>などによる賃金額の低下も含み、いずれかに1人でも該当者がいれば、賃金の改定を行った(又は行う)としてください。したがって、「賃金の改定を行わない」とは1人も賃金の改定を行わない場合のみが該当します。

[(1)は、すべての企業がお答えください。]

(1) 令和8(2026)年1～12月の間の賃金の改定について、該当する番号を1つ選び○で囲んでください。

賃金の改定を行った・行う	1人平均賃金を引き上げた・引き上げる <sup>11)</sup>	1	→ (2)へ
	1人平均賃金を引き下げた・引き下げる <sup>12)</sup>	2	
	1人平均賃金は変わらなかった・変わらない <sup>13)</sup>	3	
賃金の改定を行わない		4	→ 3ページの間4へ
未定である		5	→ 5ページの間7へ

0301

[(2)は、(1)で1～3を選択した企業がお答えください。]

(2) 賃金の改定時期(改定後の賃金の適用開始時期)について、該当する番号をすべて○で囲んでください。

1～8月(実績)	1	→ 3のみを選択した企業は3ページの間4へ
9～12月(予定・額決定)	2	
9～12月(予定・額未定)	3	

0302

[(3)から(5)は、(2)で1又は2を選択した企業がお答えください。]

(3) 賃金の改定額を決定した日<sup>14)</sup>をご記入ください。なお、日まで不明の場合は、月のみ記入し、上旬・中旬・下旬のいずれかを1つ選び○で囲んでください。

月	日	(又は 上旬・中旬・下旬)	0303
---	---	---------------	------

(4) 改定後の賃金の適用開始日、改定後の賃金の初回支払日をご記入ください。なお、日まで不明の場合は、月のみ記入し、前半・後半のいずれかを1つ選び○で囲んでください。

改定後の賃金の適用開始日 <sup>15)</sup>	月	日	(又は 前半・後半)	0304
改定後の賃金の初回支払日 <sup>16)</sup>	月	日	(又は 前半・後半)	0305

(5) 令和8(2026)年1～12月の間の賃金の改定額、改定率(予定を含む)をご記入ください。同期間内に賃金の改定が複数回ある場合は、合計した賃金の改定額、改定率をご記入ください。

賃金の改定額には、賃金引き上げ該当者の改定額を合計し、賃金引き下げがあれば、引き下げ該当者の改定額を合計し、それらを合算して全常用労働者数で平均してください。

0306	1人平均賃金の改定額 <sup>17)</sup>	マイナ符号	〒	円
0307	1人平均賃金の改定率 <sup>17)</sup>		.	%

\*計算方法は、「記入の手引き」7～8頁を参照してください。

問4 定昇制度(定期昇給制度)、ベア等(ベースアップ及びベースダウン)及び賃金カットについてお答えください。

[(1)は、問3(1)で1～3又は4を選択した企業がお答えください。]

(1) 定昇制度の有無(令和8(2026)年8月1日現在)についてお答えください。定昇制度がある場合は、定昇制度の内容及び定昇制度の適用対象者について、該当する番号をすべて選び○で囲んでください。定昇制度がない場合は、「定昇制度なし」を○で囲み、問4(4)へ進んでください。

定昇制度の有無及び定昇制度の内容			定昇制度の適用対象者		自動昇給	その他(業績評価など)	
定昇制度あり <sup>18)</sup>	自動昇給	1	管理職 <sup>19)</sup>				
	その他(業績評価など)	2		1	1		
定昇制度なし			一般職	全員	2	2	
				一部	条件を満たす年齢・勤続年数の者	3	3
					条件を満たす職種の子	4	4
					その他	5	5

0401 (4)へ 0402 0403

[(2)は、問4(1)で「定昇制度あり」と回答した企業がお答えください。]

(2) 令和8(2026)年1～12月の定昇の実施状況について、該当する番号を1つ選び○で囲んでください。

定昇を行った・行う	1
定昇を行わなかった・行わない	2
定昇を延期した	3

0404

[(3)は、問4(1)で「定昇制度あり」と回答した企業がお答えください。]

(3) 令和8(2026)年1～12月のベア等の実施状況について、該当する番号を1つ選び○で囲んでください。一部の常用労働者に対してのみベアを行った・行う場合でも、ベアを行った・行うとしてください。

定昇とベア等の区別あり	ベアを行った・行う	1
	ベアを行わなかった・行わない	2
	ベースダウンを行った・行う	3
定昇とベア等の区別なし		4

0405

[(4)は、問3(2)で1又は2を選択した企業がお答えください。]

(4) 賃金カット(基本給、諸手当の減額)の実施状況について、該当する番号を1つ選び○で囲んでください。

賃金カット <sup>10)</sup> の有無		
賃金カットを	行った・行う	1
	行わなかった・行わない	2

0406

[問3(1)で1～3を選択した企業がお答えください。]

問5 賃金の改定方式について、該当する番号を1つ選び○で囲んでください。

個別賃金方式 <sup>20)</sup>	1
個別賃金方式及び平均賃上げ方式 <sup>21)</sup> の両方式	2
平均賃上げ方式	3
その他 具体的に記入願います。	4

0501

\* 個別賃金方式、平均賃上げ方式のどちらにも当てはまらない場合は、「その他 4」に○を付け[ ]に記入してください。

[問3(1)で1～3又は4を選択した企業がお答えください。]

問6 賃金の改定の決定に当たって重視した要素・情報についてお答えください。

- (1) 令和8(2026)年1～12月の賃金の改定の決定<sup>22)</sup>(改定を予定しているが、額が未定の場合を含む)の際に、企業全体として、最も重視した(重視する)要素を1つ、そのほかに重視した(重視する)要素を2つまで選び○印を付けてください。

なお、個人の能力や個人の業績評価によって賃金の改定を行い、改定の際に企業全体として重視した要素のない企業は「重視した要素はない」のみに○印を付けてください。

	最も重視	そのほかに重視
企業の業績		
世間相場 <sup>23)</sup>		
雇用の維持 <sup>23)</sup>		
労働力の確保・定着 <sup>23)</sup>		
消費者物価の動向		
労使関係の安定		
親会社又は関連(グループ)会社の改定の動向		
前年度の改定実績		
最低賃金		
行政からの支援(減税・補助・助成) <sup>23)</sup>		
専門家からの助言		
その他の要素		
重視した要素はない		

0601

具体的に記入願います。

- (2) 賃金改定に当たって、最も重視した(重視する)情報を1つ、そのほかに重視した(重視する)情報を2つまで選び○印を付けてください。

	最も重視	そのほかに重視
同業他社からの情報		
経営者団体からの情報		
労働組合からの情報		
系列企業からの情報		
専門家からの情報		
人事院勧告・自治体給与改定		
雑誌・報道		
統計情報		
求人情報		
その他の情報		
重視した情報はない		

0602

[すべての企業がお答えください。]

問7 賞与(ボーナス)の支給状況についてお答えください。

- (1) 昨年の冬(令和7(2025)年9月～令和8(2026)年2月)の賞与の支給について、該当する番号を1つ選び○で囲んでください。また、支給した場合は支給額、月数についてもご記入ください。

昨年の冬の賞与	
支給した	1
支給していない	2

0701

昨年の冬の賞与支給額、月数をご記入ください。

(期間内に複数回支給した場合は、合計をお答えください。)

0702	1人平均賞与支給額 <sup>24)</sup>									円
0703	1人平均賞与支給月数 <sup>25)</sup>									か月

- (2) 今年の夏(令和8(2026)年3月～8月)の賞与の支給について、該当する番号を1つ選び○で囲んでください。また、「支給した又は支給する(額決定)」の場合は、支給額、月数をご記入ください。どのように決めたかについては、該当する番号を1つ選び○で囲んでください。

今年の夏の賞与	
支給した又は支給する(額決定)	1
支給するが額は未定	2
支給しない	3
未定 <sup>26)</sup> である	4

0704

今年の夏の賞与支給額、月数をご記入ください。

(期間内に複数回支給した場合は、合計をお答えください。)

0705	1人平均賞与支給額									円
0706	1人平均賞与支給月数									か月

今年の夏の賞与支給額は、どのようにして決めましたか。該当する番号を1つ選び○で囲んでください。

業績連動式 <sup>27)</sup>	1
労使交渉	2
その他 具体的に記入願います。 ( )	3

0707

労働組合のない企業は以上で記入は終わりです。ご協力ありがとうございました。

調査票の記入が終わりましたら、同封の返信用封筒をご使用のうえ、令和8(2026)年8月10日までにご提出ください。

[以下は労働組合がある企業がお答えください。]

問8 労働組合からの令和8(2026)年の賃上げ要求交渉についてお答えください。

- (1) 労働組合からの賃上げ要求交渉の有無について、該当する番号を1つ選び○で囲んでください。要求交渉があった場合は、要求月日をご記入ください。なお、日まで不明の場合は、月のみ記入し、前半・後半のいずれかを1つ選び○で囲んでください。  
また、要求内容について該当する番号を1つ選び○で囲んでください。要求内容が「具体的な賃上げ額を要求」の場合は、要求額<sup>28)</sup>についてもご記入ください。

賃上げ要求交渉の有無	あり	1
	なし	2

0801

7ページの間9へ

要求月日	
月	日 (又は 前半・後半)

0802

要求内容	
具体的な賃上げ額を要求	1
賃金体系維持 <sup>29)</sup>	2

0803

7ページの間9へ

要求額	
	千
円	

0804

- (2) 妥結の有無について、該当する番号を1つ選び○で囲んでください。

妥結の有無	
妥結した	1
妥結していない	2

0805

7ページの間9へ

- (3) 妥結内容について該当する番号を1つ選び○で囲んでください。また、妥結内容が「具体的な賃上げ額を回答」又は「具体的な賃下げ額を回答」の場合は、妥結額<sup>30)</sup>及び賃金改定率<sup>31)</sup>についてもご記入ください。

妥結内容	
具体的な賃上げ額を回答	1
具体的な賃下げ額を回答	2
賃金体系維持	3
賃金の改定を行わない <sup>32)</sup>	4

0806

7ページの間9へ

	千	0807
妥結額		円
	.	%
賃金改定率		0808

[以下は労働組合がある企業がお答えください。]

問9 労働組合からの、昨年の冬(令和7(2025)年9月～令和8(2026)年2月)の賞与と今年の夏(令和8(2026)年3月～8月)の賞与の要求交渉についてお答えください。

(1) 昨年の冬と今年の夏の賞与のどちらか又は双方の要求交渉について、該当する番号を1つ選び○で囲んでください。

(2) 年間臨給状況<sup>33)</sup>(夏・冬の賞与を交渉し、決定する方式)について、該当する番号を1つ選び○で囲んでください。

賞与要求交渉の有無	あり	1
	なし	2

0901

これで調査は終わりです。

年間臨給状況	
各期型	1
夏冬型	2
冬夏型	3
その他	4

0902

(3)へ

(5)へ

(3)へ

[(3)及び(4)は、問9(2)で1又は4を選択した企業がお答えください。]

(3) 昨年の冬の賞与について、労働組合の要求額・要求月数をご記入ください。どちらか一方のみ要求があった場合は、要求のあった方を記入してください。

組合員1人平均要求額	□□□□□□□□	千	円
------------	----------	---	---

0903

要求月数	□□□□□□□□	か月
------	----------	----

0904

(4) 今年の夏の賞与について、労働組合の要求額・要求月数をご記入ください。どちらか一方のみ要求があった場合は、要求のあった方を記入してください。

組合員1人平均要求額	□□□□□□□□	千	円
------------	----------	---	---

0905

要求月数	□□□□□□□□	か月
------	----------	----

0906

[ 問9(2)で1又は4と答えた企業はこれで調査は終わりです。 ]

[(5)は、問9(2)で2又は3を選択した企業がお答えください。]

(5) 夏冬型又は冬夏型の1年間の賞与について、労働組合の賞与要求額、要求月数をそれぞれご記入ください。また、要求交渉の結果妥結した年間の妥結額、妥結月数についてもご記入ください。

額・月数のどちらか一方のみ要求及び妥結した場合は、要求及び妥結した方をご記入ください。

組合員1人平均年間要求額	□□□□□□□□	千	円
--------------	----------	---	---

0907

年間要求月数	□□□□□□□□	か月
--------	----------	----

0908

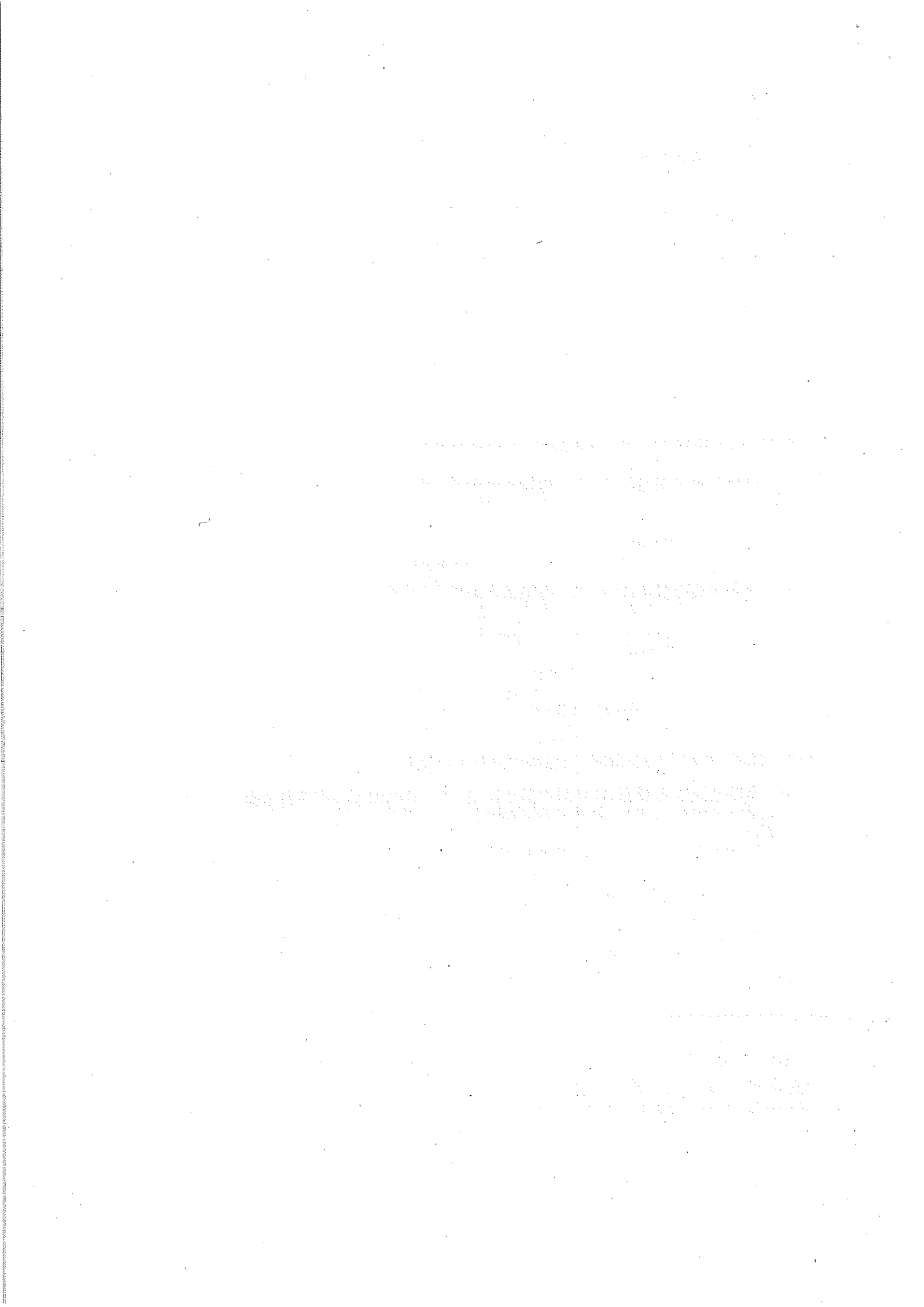
組合員1人平均年間妥結額	□□□□□□□□	千	円
--------------	----------	---	---

0909

年間妥結月数	□□□□□□□□	か月
--------	----------	----

0910

ご協力ありがとうございました。  
調査票の記入が終わりましたら、同封の返信用封筒をご使用のうえ、  
令和8(2026)年8月10日までにご提出ください。



「賃金引上げ等の実態に関する調査」にご協力ください。

## 厚生労働省

厚生労働省では、「令和8年賃金引上げ等の実態に関する調査」を実施します。

この調査は、民間企業における賃金・賞与の改定額、改定率、賃金・賞与の改定方法、改定に至るまでの経緯等を把握することを目的として、主要産業に属する常用労働者100人以上を雇用する会社組織の民間企業から産業別及び企業規模別に選定した約3,600企業を対象とし、1月から12月までの1年間の労働者の賃金改定状況について毎年調査しているものです。

調査の結果は最低賃金決定のための中央最低賃金審議会（目安に関する小委員会）の審議で使用するほか、労働経済白書をはじめとする賃金分析等において広く活用されており、非常に重要な役割を担った調査となっております。

対象になった企業におかれましては、調査の趣旨、重要性をご理解いただき、何卒調査にご協力いただきますようお願い申し上げます。

※調査精度を維持するためにもぜひとも御理解・御協力のほど、よろしくお願  
いいたします。